

氏名	福田 勇助		
学位の種類	博士 (農学)		
学位記番号	博 乙 第 2767 号		
学位授与年月日	平成 27年 11月 30日		
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当		
審査研究科	生命環境科学研究科		
学位論文題目	日本農地改革における市町村農地委員会の研究 —「農民参加型」土地改革の構造と展開—		
主査	筑波大学教授	博士 (農学)	納口るり子
副査	筑波大学教授	博士 (農学)	志賀 和人
副査	筑波大学教授	博士 (農学)	加藤 衛弘
副査	筑波大学名誉教授	Ph. D. (地域科学)	徳永 澄憲

論 文 の 要 旨

本論文の課題は、農地改革の実行機関であった市町村農地委員会の活動、性格、機能の分析を通して、日本の農地改革の特質を解明することにある。農地改革は短期間に徹底して比較的スムーズに実行されたが、なぜそれが可能であったのかについては今なお検討すべき課題が残されている。従来、改革の条件としては戦前期の地主抑制的な農地政策、地主制の後退と小作争議、敗戦後の日本政府による第一次改革への着手、占領軍の圧力下での急進的な第二次改革法の成立、実行過程における行政指導や農民運動などが指摘されてきた。しかし、いかに厳格な法令が準備され占領軍の圧力があつたとしても、農村現場に改革遂行力が存在しなければ改革の実行は不可能だつたであろう。農地委員会およびそれを機能させた改革期農村の分析が必要となるのはこのためである。

まず第1章で大正中期から改革期までの農地政策史を検討し、日本側農政当局が戦時期に農地委員会を法制化し、敗戦後も司令部との折衝でそれを実行機関とする方針を堅持したことを論述した。第2章では小作地引上げと遡及買収、農地委員選挙とリコール、異議申立と訴願を指標に、農地委員会活動の全国動向を分析した。ここでは戦前期の地主制後退や争議発生地域差と農地委員会活動の地域差との間に一定の相関性があったことを解明した。第3～10章は個別農村の事例分析である。事例は、水田稲作中心の村と畑作養蚕中心の村、山間部を擁する村と都市近郊の村、大地主の居村と中小零細地主が堆積する村、農民組合組織の強い村と穏健な村、改革が順調に進行した村と一時的に紛糾した村など、改革期農村の対照性を映し出している。各章で解明した内容は次の通りである。第3章は戦時期と改革期の農地委員会の対比による、戦時農地政策と農地改革との間の連続性と非連続性、第4章は異議申立と訴願に対する農地委員会の権限行使と申立地主や県農地委員会への対応、第5章は改革期および改革後の持続的な農民組合運動と農政活動の担い手

形成、第 6 章は郡農民組合連合会の食糧供出、農地改革、税金問題、農協設立をめぐる活動とその問題点、第 7 章は農民組合と地主団体の交渉を通じた、小作地引上げや耕作権移動における農民間の経営規模の平準化作用、第 8 章は買受機会公正化を図る「均分化」が、買受面積の大きい小作上層らの経営を縮小し、不耕作地主、引揚者、失業者らの経営を拡大したこと、第 9 章は村内部落間、隣接村々間、農業・非農業間の 3 局面における改革過程の地域問題、第 10 章は都市近郊における農地委員会活動の特質と改革後早期に始まる地域開発との関連となっている。また農地委員、専任書記らが改革後の新指導層を形成し、農政浸透、農民利益要求、地域開発推進などの役割を果たしたことについては、各事例に共通する問題として検証した。

以上の分析から次の点を指摘した。占領軍の圧力下で国家権力が行使された農地改革を農村現場に注目すると、農地委員会を中心に農民らが改革を遂行したという事実が浮かび上がる。委員会の中枢を占めたのは小自作・小作中上層であり、いわば改革の受益者自らが改革を遂行した。改革が比較的スムーズに進行した理由の一つはここにある。農民参加は既存行政機関の能力を超える膨大な改革実務を農民相互の監視下で処理させることで改革実行性を確保する一方、土地改革に伴う社会的衝突を農民間の利害調整に変換して処理する安全弁となっていた。この安全弁は改革反対活動を農地委員会が誘導した異議申立、訴願、訴訟等の合法的手続に収斂させ、異議申立の大半を農村現場で解決するという効果を生んだ。しかし農地委員会が機能するには協議会の整備、農民組合の結成、既存諸組織の刷新など改革に向けた実行体制づくりを必要とし、各村は各々固有の方法でこれに取り組んだ。村独自の実行体制下で委員会は弾力的な法運用が可能となった。特に農地調整では、敗戦後の過剰人口と農地・食糧不足のなかで戦時期の一時的貸借の解消のほか、改革の利益と不利益の格差是正、世帯属性に応じた農地配分、若干の小作地引上げと引換えに在村地主に対する保有限度内小作地の任意解放勸奨などが行われた。これらは「農民参加型」改革が生み出した知恵や創意であり、改革の円滑化に寄与した。数多の紛争があったとはいえ、大局的には改革が円滑に実行されたのは農地委員会活動に負うところが大きく、そこに日本の農地改革の特質があった。

審 査 の 要 旨

本論文は、1946年～50年にかけて実施された日本の農地改革について、市町村農地委員会に注目してその特質を解明したものである。農地改革は短期間に徹底して比較的スムーズに実行されたが、それが可能であった要因について、市町村農地委員会が持つ改革推進力に着目して実証的な分析を行った。本研究では、市町村農地委員会関連の文書の綿密な分析と地域農業構造の解明に基づき、農地委員会の歴史的な位置づけを初めて明確にするとともに、それを中心に農民らが自ら農地改革を全面的に遂行したことを明らかにした点が、従来の研究にない新規性を持つ学術的知見として、高く評価される。

平成27年9月29日、学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもとに論文の審査及び学力の確認を行い、本論文について著者に説明を求め、関連事項について質疑応答を行った。その結果、審査委員全員によって合格と判定された。

よって、著者は博士（農学）の学位を受けるのに十分な資格を有するものとして認める。